

## 審議会等の会議の記録

会議の名称	令和5年度 伊勢崎市児童館運営委員会
開催日時	令和5年5月23日(火) 10:00~11:00
開催場所	伊勢崎市役所東館3階災害対策室
出席者氏名	<b>【委員】</b> 佐藤 明 吉田 典子 片柳 博子 馬場 修一 前原 竜太 松島 志津夫 丸橋 布美代 中村 裕 <b>【事務局】</b> 福祉こども部長 福祉こども部副部長 子育て支援課長 子育て政策係長 子育て政策係職員 社会福祉協議会施設管理課長 施設管理課職員 各児童館・児童センター施設長
傍聴人数	0
会議の議題	(1) 児童館運営委員会及び児童館の概要について (2) 令和4年度事業報告について (3) 令和5年度事業計画(案)について
会議資料の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・委員名簿</li> <li>・事務局及び社会福祉協議会 職員名簿</li> <li>・伊勢崎市児童館運営委員会規則</li> <li>・伊勢崎市の児童館の概要</li> <li>・児童センター・児童館の令和5年度概要</li> <li>・子育て支援ノートブック</li> </ul>
会議における議事の経過及び発言の要旨	伊勢崎市児童館運営委員会会議 1. 開会 2. 職員自己紹介 3. 会長・副会長選出 4. 議題 (1) 児童館運営委員会及び児童館の概要について (1) について、事務局説明。 (委員) 児童館の目的はどういったものなのか (事務局) 児童館条例にあるように子供の心と体を豊かに育むことを目的として児童館という施設を設けている。  (2) 令和4年度事業報告について (3) 令和5年度事業計画(案)について (2), (3)一括にて事務局説明。

(委員)

児童館の目的は幼児の育成という話だが資料2の利用状況を見てみると中学生・高校生・一般の利用もあるのはどういった理由なのか。

(事務局)

児童福祉法での児童の定義は18歳未満であり、小中高校生といった幅広い年齢の子供の心身の健康を図る目的から表のような利用状況となっている。

一般については幼児の保護者といった利用となっている。

(会長)

18歳未満が児童であり児童館も高校生まで利用できる。児童というと子供をイメージしがちだが今必要とされているのは中高生の居場所であり他の児童館では改装をしてバンド活動ができるように工夫をしている例もある。

(委員)

子育て支援事業について、当園も子育て支援をしておりコロナ禍では予約制にしていたが児童館では参加するにあたり予約せず当日行っても大丈夫なのか。

(施設長)

イベントについては申し込みをしてから来てもらっている。ただ、定員に満たない場合には当日来たお客さんを誘うこともある。

予約をするかどうかは事業によるところもある。例えば講師に依頼して定員を設ける事業もあるし材料の用意もあるのでそういうものについては予約が必要になることもある。

当館の場合では紙芝居や絵本といった事業を行っているがこれらは当日来館した親子を対象としているので申し込みは必須ではない。そのため予約が必要かどうかは事業によって異なる。

#### 5. その他

子育て支援ノートブックについて事務局説明。

質疑等なし。

#### 6. 閉会